## 令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会について

## 1 協議会の体系

令和2年度と変更なし

- ・文京区障害者地域自立支援協議会(以下、「親会」という。)
- 専門部会

相談支援専門部会

就労支援専門部会

権利擁護専門部会

障害当事者部会

地域生活支援専門部会

## 2 任期

- ・親会委員 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(1年間)
- ・専門部会委員 就任承諾日から令和4年3月31日まで

## 3 専門部会実施内容(案)

(1) 相談支援専門部会

相談支援体制の強化、障害児から成人への切れ目のない支援等について検討する。 文京区教育センター職員、障害児支援関係事業所職員が新規就任

(2) 就労支援専門部会

就労支援ハンドブックの作成について検討する。

(3) 権利擁護専門部会

障害者の成年後見制度について検討する。(中核機関との連携・関係団体との課題共 有の検討)

文京区福祉政策課職員が新規就任

(4) 障害当事者部会

他専門部会と合同開催し、当事者の役割や参画について検討する。

民生委員・児童委員協議会と協同して開催する。

(5) 地域生活支援専門部会

駒込地区、富坂地区の地域課題への対応について検討する。

駒込地区、富坂地区の民生委員・児童委員が新規就任